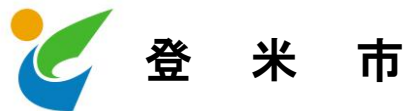


平成 26 年度
男女共同参画の施策に関する
推進状況報告書



～ 目 次 ～

1	登米市男女共同参画基本計画の概要	1
2	基本計画の実施状況及び評価	5
	○基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	
	基本目標1 男女平等の意識改革	5
	基本目標2 男女平等教育の推進	9
	基本目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】	16
	○基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり	
	基本目標1 家庭生活における男女共同参画の推進	19
	基本目標2 職場における男女共同参画の推進	22
	基本目標3 地域における男女共同参画の推進【重点目標】	27
	基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画	33
	○基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	
	基本目標1 安心して子育てできる環境づくりの推進【重点目標】	35
	基本目標2 介護等への支援	39
	基本目標3 高齢者、障がい者への支援	41
	基本目標4 生涯にわたる健康づくりへの支援	44
	基本目標5 単身者や生活困窮者に対する支援	47
3	第2期登米市特定事業主行動計画（平成26年度実績）	49
4	数字で見る登米市の男女共同参画推進状況	50

【参考】

◎平成26年度登米市男女共同参画審議会を開催状況	55
◎だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例	56

1 登米市男女共同参画基本計画の概要

(1) 登米市男女共同参画基本計画の趣旨

登米市では平成 19 年度から、国の「男女共同参画基本計画」及び「宮城県男女共同参画基本計画」を踏まえ、「登米市総合計画」（以下「総合計画」という。）に掲げる施策を具体化した「登米市男女共同参画基本計画」（以下「第 1 次基本計画」という。）に基づき、平成 22 年度を目標年次として男女共同参画の推進に関する施策を展開してきました。

さらに、平成 23 年 4 月に施行された「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）では、すべての市民の人権が尊重され、男女がともに責任を分かち合う社会を構築することとしていることから、今後とも引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、第 2 次登米市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。

(2) 基本計画の性格と位置づけ

この基本計画は、男女共同参画社会基本法に規定する計画であるとともに、条例で規定する、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る事項について定めています。

また、総合計画の「市民の創造力を生かした協働のまちづくり」の具体的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成を目指す指針となり、市、市民、事業者、教育関係者、市民団体それぞれの役割を明確にし、協働による男女共同参画社会の実現を目指します。

(3) 基本計画の期間

平成 24 年度から平成 27 年度までとします。

(4) 基本計画の推進

基本計画においては、基本方針や基本目標などを定めて男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組むこととし、毎年、施策の推進状況等を公表します。

(5) 基本計画の重点目標

基本計画の期間中、特に重点的に取り組むべき「3つの事項」を、次のとおり定めました。

基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり

基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり

基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

(6) 基本計画の体系

基本方針	基本目標	施策の方向性
Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	1 男女平等の意識改革	(1) 男女共同参画の意識啓発の推進 (2) 情報収集・提供 (3) 調査研究・分析の推進
	2 男女平等教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実 (3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実
	【重点目標】 3 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進 (2) 相談体制等の充実
Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり	1 家庭生活における男女共同参画の推進	(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善 (2) 家事・育児・介護等における協力の推進
	2 職場における男女共同参画の推進	(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善 (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (3) 農林業・自営業従事者の女性支援
	【重点目標】 3 地域における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 (2) 防災における男女共同参画の推進 (3) コミュニティリーダーの育成・支援 (4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援 (5) 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進
	4 政策・方針決定過程への女性の参画	(1) 市の附属機関等における女性委員登用推進 (2) 市女性職員の登用の推進 (3) 市政への参画の促進

Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	【重点目標】 1 安心して子育てできる環境づくりの推進	(1) 子育て環境の整備 (2) 子育て支援体制の整備
	2 介護等への支援	(1) 介護に関する社会的支援の充実 (2) 男性の介護知識や介護技術の普及 (3) 地域における介護体制の確立
	3 高齢者、障がい者への支援	(1) 高齢者の自立と安定した暮らしへの支援 (2) 障がい者にやさしいまちづくりの推進
	4 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) 健康づくりへの支援と環境の整備
	5 単身者や生活困窮者に対する支援	(1) 出会いの場の創造 (2) 就職支援 (3) 相談の場づくり

(7) 数値目標

	項目	現況値 H26.3	前回調査値 H23.1	目標値
1	「男女共同参画」の具体的内容の認知度	73.2%	72.0%	100%
2	「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	58.1%	55.5%	90%
3	DV「配偶者やパートナーからの暴力」の相談窓口の認知度	83.0%	79.8%	100%
4	家庭生活中で男女の地位が平等だと思う人の割合	29.0%	27.7%	50%
5	職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	24.3%	21.2%	50%
6	地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	21.3%	19.4%	50%
7	社会通念、習慣、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	12.1%	11.8%	50%
8	各種審議会等委員への女性の登用率 ※	26.4%	26.1%	40%
9	女性のいる各種審議会等の数 ※	80.8%	66.7%	100%
10	仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）の具体的内容の認知度	36.6%	33.3%	50%

注1. 現況値欄は、平成26年3月に実施した市民アンケート調査による数値（調査対象：市内在住の満20歳以上の市民2,000人、有効回答数845（男性361人、女性475人、不明9人）、有効回答率42.3%）

注2. ※印欄の数値は、宮城県「市町村における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」による報告数値（現況値は平成27年4月1日現在、前回調査値は平成23年4月1日現在）

2 基本計画の実施状況及び評価

男女共同参画の施策に関する推進状況を把握するため、担当課による実施状況及び評価を行うこととし、その基準は、次の3段階とします。

【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった

【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった

《基本方針 I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり》

◆基本目標 1 男女平等の意識改革

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる場で、お互いの人権を尊重し、対等な立場で責任を分かち合う社会を形成していくための意識改革を図ることが必要です。

今なお「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識があることから、その意識改革を図りながら男女平等の意識づくりを推進します。

(1) 男女共同参画の意識啓発の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 広報とめ、ホームページ等による啓発活動 広報誌やホームページ等により、男女共同参画に関する情報提供を行い、理解と意識高揚を図ります。	1	広報誌及びホームページへの掲載を行った。 ・男女共同参画週間のお知らせ(6月) ・男女共同参画に関する各種講座受講生募集(7月・8月) ・男女共同参画の施策に関する推進状況報告書(9月) ・男女共同参画講演会開催のお知らせ(10月) ・女性に対する暴力をなくす運動期間のお知らせ(11月)等	B	男女共同参画週間(6月23～29日)や、女性に対する暴力をなくす運動(11月12～25日)のキャンペーンに合わせ、広報とめへの掲載を行った。 男女共同参画講演会については、300人の参加者が訪れ、周知の効果がみられた。	男女共同参画社会の必要性と理解促進に向け、情報の提供を図る。また、より広く情報を提供するため、コミュニティFMを活用した啓発を行う。	市民活動支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
②啓発資料の作成、 配布 市民向けのわかりやすい啓発パンフレットを作成し、配布を行います。	1	DV相談に関するリーフレットを公共施設や、大型スーパーなど人が集まる場所へ設置した。 【リーフレット設置】 公共施設・スーパー等 210カ所	B	DV防止に関するリーフレットについて、公共機関や大型スーパー等へ設置依頼し、相談窓口や被害者支援について広く啓発が図られるよう努めた。 しかし、実際の設置場所の調査は行っておらず、市民が手に取りやすい工夫がなされているとはいえない。	男女共同参画社会の必要性と理解促進に向け、各種リーフレットを作成し、公共機関などの人が集まる場所へ設置して周知啓発を図る。 また、市民が手に取りやすいよう設置場所や設置方法の検討を行う。	市民活動支援課
③男女共同参画に関するイベント等への参加 他自治体等において開催される男女共同参画に関する講演会やイベントの開催について周知し参加を促進します。	1	○大崎市・栗原市で開催された「DV被害者等サポート講座」のチラシを配布し周知を図った。 配布先：市内公共施設等 28ヶ所 ○栗原市で開催された「いち・に・の参画講座」、仙台市で開催された「国連防災世界会議 女性と防災」のチラシを窓口に設置した。	C	チラシの配布や窓口への設置は行っているが、市外で開催される男女共同参画に関する講演会やイベント等への参加には至っていない。	他自治体等において開催される男女共同参画講演会等の開催について、窓口へのチラシ設置だけではなく、各種講座等の参加者へ積極的な周知を行い、市民参加を促進する。	
④人権を考える講演会の開催 中学生対象と一般対象の講演会を開催し、人権尊重の意識高揚を図ります。	1	【中学生】 開催日：平成 26 年 10 月 9 日（木） 対象：米山中学校 生徒 参加者：260 人 講師：元教師 宮本 延春 様 【一般】 開催日：平成 26 年 11 月 3 日（月） 場所：ホテルニューグランヴィア 参加者：300 人 講師：渡辺 祥子 様 (アナウンサー・朗読家)	A	【中学生】 アンケート調査を行った結果、講演会開始前の人権問題に対する関心が全くない、もしくは少しあるとの回答が 86%だったが、講演会終了後では、ほとんどの回答で関心や理解が深まったとあり、講演会による高い啓発効果があったと認められる。 【一般】 アンケート調査を行った結果、講演会開始前の人権問題に対する関心が全くない、少しあるとの回答が 79%だったが、講演会終了後では、関心や理解が深まったが 97%あり、講演会による高い啓発効果があったと認められる。	【中学生】 講師に宮本延春氏を招き、イジメや不登校問題についての講演会を 10 月に東和、津山、登米中学校で行う予定である。 【一般】 市民活動支援課と共催で男女共同参画と人権の視点による講演会を開催する予定である。	市民生活課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
⑤人権の花運動の実施 市内小学校 5 校を指定して人権尊重の意識啓発を目的とした人権の花運動を展開します。	1	平成 26 年 11 月 5 日(水)～ 17 日(月) 花栽培セットの配布 登米・北方・南方・浅水・横山小学校	A	担当教諭に対し、アンケート調査を行ったところ、5 校中すべてで人権尊重意識の啓発効果があったとの回答があり、人権に対する関心を高め、理解を深める効果があった。	6 月上旬に新田・米川・石森・中津山・西郷小学校に花の苗栽培セットを配布し、高校生と児童と一緒に植栽する予定。なお、花の苗は登米総合産業高校より購入予定である。	市民生活課

(2) 情報収集・提供

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①男女共同参画に関する情報の収集 国内外の動きや他自治体の取り組み等の資料や情報の収集を行います。	1	各種フォーラム等に参加し、情報の収集を行った。 ・女性と防災せんだいフォーラム ・第 3 回国連防災世界会議 パブリックフォーラム ・平成 26 年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議(内閣府主催) ・平成 26 年度 男女共同参画推進フォーラム(独立行政法人国立女性教育会館主催)	A	国の政策や他自治体における先進的な取り組みについて情報(資料)を得ることができ、男女共同参画の基本計画策定や事業計画に役立った。	第 3 次男女共同参画基本計画の策定等に役立てるため、国の政策や他自治体の取り組み等の情報収集を行う。	市民活動支援課
②男女共同参画に関する情報の提供 情報収集した資料や、調査研究資料等を整理し、市民や事業者へ必要な情報の提供を行います。	1	「男女共同参画相談室」「女性の人権ホットライン」「みやぎ夜間・休日 DV ホットライン」など、各種相談窓口カードを関係機関の窓口を設置した。	B	市民が手に取りやすいよう、関係部局の窓口各種相談窓口カードを設置したことにより、男女共同参画に関する各種相談窓口について周知が図られた。	情報収集した啓発資料等を整理し市民や事業者へ情報の提供を行う。	

(3) 調査研究・分析の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①男女共同参画市民 アンケート 市民の意識調査及び 事業所等の実態調査及 び分析を行い、施策の 展開に活用します。	3	現在策定作業中の「第3次登米市 男女共同参画基本計画」の基礎資料 とするため、平成 26 年 3 月に実施し ており、26 年度は実施しなかった。	—	平成 26 年 3 月に実施したアンケ ート結果を、「第3次登米市男女共 同参画基本計画」策定のための基 礎資料として活用した。	第3次基本計画（平成 28 年度～32 年度）策定後の推進 状況の把握のため、また、第 4 次基本計画の基礎資料と するため、平成 30 年度に実 施予定である。実施に向け、 アンケート内容等の精査を 行う。	市民活動 支援課
②子育て支援事業に 関するアンケートの 実施 現在実施している子 育て支援事業に対し、 利用者等を対象として 調査を行い、施策の展 開に活用します。	1	子ども・子育て支援事業に関する ニーズ調査結果を反映させた「子ど も・子育て支援事業計画」を策定し た。	B	ニーズ調査によって明らかにな った施設の整備や就労状況に応じ た事業運営、子育てに関する相談 体制の整備が必要となっている。	「子ども・子育て支援事業 計画」における事業量の見込 み・確保方策を検証し、見直 しを行う。	子育て 支援課
③私が見た登米市の 教育チェック表 現在取り組んでいる 事務事業に対し、教育 委員会への訪問者等を 対象に市民の目で評価 する調査を行い、施策 の展開に活用します。	1	市の教育行政の取組状況を、住民 アンケートや実数値により評価した 「登米市の教育通信簿」をとりまと め、教育委員会や議会に報告すると ともに、ホームページを通して広く 公表した。	B	平成 26 年度の実施に当たり、評 価項目の見直しを行い、57 項目か ら 55 項目とした。男女の性差なく 公平な評価ができるよう、できる だけ多くの市民へアンケートを行 った。市民アンケート（評価項目 10 項目）は、1,034 人から回答が あり、前年より 68 人増加した。総 合評価は、5 段階評価で「3.85」、 前年度の「3.64」より若干上回っ た。目標未達成項目は 57 項目中 34 項目であった。	公平な評価のためにも、よ り多くの市民の声を求めて アンケートの標本数をさら に増やしていくほか、目標が 達成できず、評価「3」以下 のもの、また評価が「4」で も、前年より達成率が下が ったものを、重点強化項目と位 置付ける。それらの評価結果 の原因分析、具体的な取り組 み内容等について検討を行 い、評価向上を目指す。	教育総務課

◆基本目標 2 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識を持つことが必要であることから、子供から大人まで、性別にとらわれずに社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図ります。

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①キャリア教育（進路指導）での設定 みやぎの『志教育』をもとに市内各小中学校の児童生徒が自分の将来について考え、男女の固定的な役割分担にとらわれずに適性や能力に応じた進路を選択し、さらに将来の生活について考える機会を設定します。	1	【小学校】 志教育の視点で各教科・領域において適宜実施した。 【中学校】 全中学校を対象に実施した。 ・キャリアセミナー（年 1 回実施） ・職場体験や職場調べ	B	各校において、志教育の視点で学校教育に取り組もうとする意識が高まってきている。キャリア教育としての職場訪問や体験活動が定着してきており、男女共同参画の意識は確実に育ってきている。	これまでの取組を継続するとともに、地域との連携を強化し、活動の質の向上を図っていく。	学校教育課
②人権教育での育成 人間尊重の精神及び人権尊重の精神を基盤として、「共に生きる」心の大切さを理解させると共に、性別に捉われないことなく、一人ひとりの個性や能力が等しく尊重され、男女相互の深い理解と信頼のもとに、社会を築こうとする男女共生の心情や態度を育成します。	1	・道徳の関連価値項目の中での指導（年 2～3 時間程度） ・特別活動 学校行事や各種体験活動として、学校ごとに実施した。	B	道徳指導や各種行事等の充実を通し児童・生徒の心を育てる取組が見られた。引き続き、道徳の時間確保、行事内容の検討と改善が求められる。	いじめ問題等への対応も含め、大切な事項である。目に見える大きな成果がなくても、地道にしっかりと取り組んでいく。	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
③教材備品の購入 各小中学校における教材備品の購入については、男女によって使用するものが偏ることのないよう配慮して購入を行います。	1	各学校配当予算の中で配慮しながら計画的に購入した。	B	各小中学校における教材備品の購入については、男女によって使用するものが偏ることのないよう配慮して購入を行った。	今後も、男女によって使用するものが偏ることのないよう配慮して、小中学校における教材備品の購入を行う方向である。	学校教育課
④総合的な学習の時間の設定 地域や小中学校の児童生徒の実態に応じて、教科等の枠を超えた横断的、総合的な学習を行うため、地域の特色を生かした学習テーマの設定のもと、地域の指導者に講師を依頼し学習活動を行います。男・女児童生徒が協力して各学習テーマの解決に取り組めます。	1	【小学校】 3年生以上 年間 70 時間 ※豊里小学校：3年生 70 時間、 4年生 35 時間、5・6年生 45 時間 【中学校】 1年生 50 時間、2・3年生 70 時間	B	各校とも地域の実態や特色を十分に生かした取組を行っている。 今後は、活動がマンネリ化しないように見直しをする必要がある。	地域の教育力を生かせるような取組を推進していきながら、それぞれの学校が特色ある活動を展開していけるようバックアップしていく。	
⑤啓発資料の配布 職場ならびに教育現場で配慮しなければならない事柄について啓発を行います。	1	啓発資料の配布を行った。 ・中学生向けデートDV予防啓発リーフレット（県作成） ・教職員のためのデートDV対応の手引き（県作成）	B	正しい理解を深め、相手の人格を尊重する意識啓発に役立った。 保護者、児童・生徒の対応について参考となっている。	今後も、男女平等の意識啓発のための情報提供を行う。	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
⑥学校だよりの発行 各小中学校で発行する保護者向けの「学校だより」等を活用して男女平等の意識啓発のための情報提供を行います。	1	「学校だより」、「学年だより」、「学級だより」等を発行した。	A	特色ある「たより」は、内容が充実していることから、心を育むことにもつながっている。	学校による差が生まれな いような手だてを講じてい く。	学校教育課
⑦スクールカウンセ ラー等の配置 市内各小中学校の児童生徒に関するいじめ、問題行動、不適応、友人関係、男女差別等への対応のため、スクールカウンセラー等の相談員を派遣し、その課題の解決を図ります。	1	【小学校】広域で配置 【中学校】全学校に1人配置 (年間35日)	B	小・中学校合わせて延べ1,430人に対し相談を実施している。 悩みを持つ児童・生徒及び保護者にとって、精神の安定が図られている。	カウンセリング活動充実の面から、勤務日数や時間を増やすことも考慮する。	
⑧一日入学(園)を活用した説明会の設定 市内小学校、幼稚園において、保護者へ入学(園)前の準備や学校(園)の経営方針等について説明する機会を設定し、併せて家庭における児童の生活、家庭教育のあり方について、基本的に父母が協力して取り組むよう推進に努めます。	1	市内幼稚園全園(14園)、市内小学校全校(22校)で実施した。	B	男女が協力して子育てに関わることについての学習機会となるよう、例年どおり実施した。	保護者との連携を強化する側面からも内容等の充実を含め検討する。	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
⑨教職員への啓発 男女共同参画社会の実現に向けて、教職員を対象にした研修の機会を設けます。	1	県教職員課で実施する新任校長研修会及び新任教頭等研修会、新規採用教員向け研修会に参加し、男女共同参画社会に関する意識の高揚が図られた。	B	教職員として男女共同参画社会に関する意識が高まり、児童生徒の指導に役立っている。	校内研修や会議等での周知を今後も継続していく。	学校教育課

(2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①人権や男女共同参画に関する学習機会の提供 人権問題、女性学、男性学等について学ぶことのできる講座や講演会などの学習機会を提供します。	1	デートDV講習会、人権のフォーラムを開催した。 ・デートDV講習会 対象者：市内高校生 開催校：4校 参加生徒：438人 ・男女共同参画フォーラム「物語に学ぶ子育てと人権」 開催日：平成26年11月3日(月・祝) 午後2時～午後4時 参加者：300人	B	デートDV講習会については、DVについての知識に加え、性に関する情報が氾濫する中、心身の健康、性に関する正しい知識及び情報の提供が図られた。 男女共同参画フォーラムは、人権擁護委員協議会及びPTA連合会との共催で実施した。障がいの有無や年齢・性別に関係なく対等な立場で生活することができる社会を形成していくための意識啓発が図られた。	男女共同参画社会の実現に向けて、関係課と連携を図り、講座や講演会などの学習機会の提供に努める。	市民活動 支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>②家庭教育に関する学習機会の提供</p> <p>保育所、幼稚園及び小中学校保護者会等が実施する家庭教育学級開催の拡充を図ります。父親、母親が協力し、子育てや家庭教育に取り組む学習活動を展開します。</p>	1	<p>①登米小学校との共催事業 講話「夢にむかって・・・」 開催日：平成 26 年 11 月 19 日(水) 参加者：保護者・生徒・教員 460 人</p> <p>②登米中学校との共催事業 「笑顔と元気を届ける書道」 開催日：平成 26 年 12 月 4 日(木) 参加者：保護者・生徒・教職員 205 人</p> <p>③南方地区内の幼稚園・保育所において親子交流型の講座を開催した。 開催数：4 回 参加者：300 人</p> <p>④明日の親となる中学生の子育て理解講座を開催した。 ・講話（性と生について知ろう！考えよう！） ・体験（赤ちゃん抱っこ体験・妊婦スーツ体験） ・市長と懇談会（子育てについての悩み・意見交換） 開催日：平成 26 年 11 月 6 日(木) 参加者：中学生 83 人 ボランティア 8 人、 抱っこ体験協力者親子 3 組</p>	B	<p>①各分野で活躍するには、知られざる努力・苦労があることを知り、自分の夢について親子で話合うきっかけとなった。</p> <p>②歌いながら書を彩るライブ形式であった。笑顔と元気を届ける書道シンガーソングライターから、参加者は元気をもらった。</p> <p>③親子で触れ合いながら楽しく遊べる内容であった。祖父母参観も取り入れ実施することができた。</p> <p>④-（1）参加者は、プロジェクトの映像を見ながら、生まれるまでの経過・命の大切さの説明を受け熱心に聞き入っていた。</p> <p>④-（2）妊婦体験スーツの着用・赤ちゃんに触れ合う・お母さんからの話を聞くことにより、情操教育の推進を図ることができた。</p> <p>④-（3）市長と赤ちゃん抱っこ体験協力者やボランティアが懇談し、子育てについての日頃の悩みなどご意見をいただいた。</p> <p>【課題】</p> <p>③実績報告書に活動写真は添付されているが、講座終了後の園児・保護者の様子が見られず、講座の効果を把握することが難しい。</p> <p>④赤ちゃん抱っこ体験について、赤ちゃんの体調不良での欠席があり、苦労した。</p>	<p>①・②登米小中学校とも今年度も家庭教育に関する学習機会の推進を図る。</p> <p>③活動をもっと実施していただけるよう幼稚園・保育所に広報活動する。</p> <p>④子育てサポートセンター等を通し、赤ちゃん抱っこに協力していただける人への呼びかけを早めに行う。年 2 回の事業だが、中学校との連携を密にし、より効果の高い事業になるようにする。</p>	生涯学習課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>③生涯にわたる学習 やスポーツ活動機会 の充実</p> <p>学習やスポーツ活動 を行う機会を提供でき る環境をつくることに 、ライフスタイルに 応じた内容や時間設定 などに配慮します。</p>	1	<p>地区運動会をコミュニティ団体 (実行委員会組織)に事業委託し実 施した。</p> <p>実施地区：19 地区 開催時期：平成 26 年 5 月～9 月 参加者数：23,140 人</p>	B	<p>老若男女を問わず、広く地域住 民の参加のもとに、参加者相互の 融和と体力向上が図られた。</p> <p>地域によっては、学校と共催で 行った取り組みもあり、小学校児 童から高齢者まで家族ぐるみ・行 政区ぐるみで参加が得られ、地域 のつながりの再確認や地域振興に もつながった。</p> <p>一方課題として、事業の増加や 週末の多忙化により、行政区にお ける参加者確保の困難・参加者の マンネリ化などが考えられる。</p>	<p>市民がスポーツを通じて 相互の交流を図ることは、健 康増進及び生きがいがづくり につながるといえるため、継 続したスポーツ活動機会の 提供を実施していく。男女問 わず参加し交流を深めるこ とで、地域振興につなげてい きたい。</p>	生涯学習課

(3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①性と生に関する指 導による育成</p> <p>思春期にある生徒に 対して、教科、保健教 育、道徳、学級活動等 を通じて心身の発育・ 発達や変化など人間の 性の成熟について科学 的に理解すると共に、 互いに相手を理解し、 人格を尊重する心情や 態度を育てます。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の関連価値項目の中で指導し た。(年2～3時間程度) ・特別活動を学級活動で実施した。 ・保健体育での指導を行った。 	B	<p>各教科・領域のねらいは達成で きている。</p>	<p>年間指導計画に基づいて、 確実に実施していく。</p>	学校教育課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
② P T A 研修会の開催 児童・生徒の保護者、 教職員を対象に「いの ちと性」の内容も含め た研修会を開催します。	1	男女共同参画フォーラムと P T A パワーアップ講演会を共催で開催す るにあたり、リーフレット等により 児童生徒の発達の段階等を踏まえた 啓発を図った。 ・男女共同参画フォーラム・ P T A パワーアップ講演会 開催日：平成 26 年 11 月 3 日(月・祝) 午後 2 時～午後 4 時 参加者：300 人(うち P T A 185 人)	B	当該フォーラムと P T A パワー アップ講演会において「幼少期か らの男女平等教育の推進」と「命 の尊さ」を啓蒙した。 講演会のテーマを「物語に学ぶ 子育てと人権」とし、朗読題材の 物語を媒介に、「いのち」と児童・ 生徒の精神の発達について啓発し た。	今後も、児童・生徒の保護 者や教職員を対象に研修会 を開催し、啓発を図ってい く。	学校教育課
③いのちの大切さを 学ぶ講習会の開催 市内高校の高校生を 対象に、いのちの大切 さについて学ぶ講習会 を開催します。	1	○性と生の講座 性といのちの大切さを中心とし、高 校と連携し実施。助産師・保健師が 従事した。 開 催 校：市内 3 校 参加生徒数：255 人 ○思春期こころとからだの元気サポ ーター養成講座 ピアカウンセラー（大学生）、心理 士、助産師、保健師が講師となり、 思春期のこころとからだについて学 んだ。グループでのアサーショント レーニングや性感染症の実験を中心 に開催した。 実 施 日：平成 27 年 3 月 6 日(金) 参加生徒数：31 人受講（男子 1 人、 女子 30 人）	A	性と生に関する正しい知識の普 及だけではなく、「いのち」の大切 さを考え、自分の存在の意味を考 える機会となった。また、思春期 こころとからだの元気サポーター 養成講座は、今年度試行的事業と して実施したが、大学生によるピ アカウンセラーを入れることで、 参加者が輪の中に自然と溶け込む ことができ、参加者の主体性が増 す効果がみられた。	思春期こころとからだの 元気サポーター養成講座を、 精神科医や栄養士も支援者 に加え、3～4 回コースで実 施予定。受講者が高校での性 教育の際にサポーターとし て役割を担うことで、啓発意 識をより高めていけるよう、 高校とも連携しながら取り 組む。	健康推進課

◆基本目標 3 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】

暴力は重大な人権侵害であるということ認識し、正しい知識を習得するための学習機会を提供するとともに、被害者支援のための相談体制の充実を図ります。

(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①ドメスティック・バイオレンス（DV）、性暴力に関する学習機会の提供</p> <p>夫婦、恋人、親子間の暴力は人権侵害であるという認識及びドメスティック・バイオレンス（DV）について正しい認識を深めるとともに、暴力の根絶に向けた学習機会を提供します。</p>	1	<p>暴力の根絶に向けた学習機会として、デートDV講習会、市職員研修会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デートDV講習会 対象者：市内高校生 開催校：4校 参加生徒：438人 ・市職員研修会「登米市におけるDVの実態とその予防」 開催日：平成26年8月20日(水) 参加者：71人 	B	<p>デートDV講習会では、DVについての知識に加え、性に関する情報が氾濫する中、心身の健康、性に関する正しい知識及び情報の提供が図られた。</p> <p>市職員研修会では、DV防止に向け、登米市における実態の把握と意識啓発が図られた。</p>	男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、継続した学習機会の提供及び啓発を実施する。	市民活動支援課

(2) 相談体制等の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①女性相談体制整備事業の実施</p> <p>ドメスティック・バイオレンス（DV）等を含めた性別による権利侵害に関する相談を受け、保護と自立支援が円滑に図れるよう、関係機関と連携しながら対処していく体制を整えます。</p>	1	<p>NPO法人ハーティ仙台と連携し、DVや離婚で悩んでいる女性やシングルマザーの方が安心して話せる場所を設け、問題の解決と心の回復を図るための相談や講座を実施した。</p> <p>パープルタイム 開催数：11回 相談者数：27人 こころのケア講座 開催数：4回 参加者数：44人</p>	B	<p>相談者や受講者は20～60歳代と幅広く、安心して参加できる場として浸透してきている。</p> <p>また、相談者については、共感してもらおうことを通して、自分の力を高められている様子がうかがえた。さらに講座では、当事者だけでなく多くの支援者の参加も見られ、関心の高さがうかがえた。</p> <p>相談内容の幅も広く、他機関へ紹介が必要なケースもあり、関係機関・地域情報とのさらなる連携が必要である。</p>	<p>今後の実施体制として、NPO法人が自主活動として相談支援活動ができるよう、関係団体等と調整していく。</p>	子育て支援課
<p>②家庭児童相談事業の実施</p> <p>保健福祉事務所と連携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害の母子を対象に相談支援事業を実施します。</p>	1	<p>相談実人員：31人 延べ回数：226回</p>	B	<p>保健福祉事務所や各関係機関と連携を図りながら、被害者に寄り添った相談業務を実施した。</p>	<p>関係機関と連携し、個別相談・パープルタイム（グループミーティング）と連動した活動をしていく。</p>	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
③ 総合相談窓口の設置（自殺予防対策関連） 自殺予防対策や生活困窮者等に対して総合相談ダイヤルを設置し、各相談への対応と関係部署への連絡を行います。	1	相談件数：10 件	B	各相談への対応となるが、相談内容が多岐にわたり、関係部署との連携が必要である。	相談内容が多岐にわたるため、適切に関係部署へつなげられるよう、関係部署との連携を図る。	生活福祉課
④ 緊急避難用住宅設置事業の実施 ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者等の一時避難用住宅を確保し、自立の支援を行います。	1	確保住宅数：1 戸 利用実績：0 件	B	それぞれの問題に対応する法を適用して保護措置が進められたことによって一時保護を必要としなかったものの、事業利用が必要になる場合も想定される。	平成 27 年度は事業用に 1 戸を確保している。次年度以降も継続予定である。	
⑤ 緊急一時保護及び自立支援体制の確立 ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者救済や自立のための関係機関とのネットワークを確立します。	1	DV 対応実件数：13 件	B	緊急時の一時保護等については、相談者の意向を尊重し、適切な活用に努めた。また、自立に向け、保護命令申し出を含め関係機関への同行支援を実施した。	全国的に増加傾向にある DV 被害者の救済にあたり、啓発・支援体制の充実に努める。	子育て支援課

《基本方針 II 男女が共に参画するまちづくり》

◆基本目標 1 家庭生活における男女共同参画の推進

世代や性別に関係なく、家事や育児、介護などの家庭責任は男女が共に担うという意識醸成の啓発を行い、男性がより家庭生活にかかわることができるよう育児・介護休業制度の利用を促進します。

(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①家庭における男女共同参画の促進啓発事業の実施</p> <p>世代や性別に関係なく、家事、育児、介護などの家庭責任は男女が担うという意識醸成の啓発を行います。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画フォーラム「物語に学ぶ子育てと人権」 開催日：平成26年11月3日（月・祝） 午後2時～午後4時 参加者：300人 市職員研修会「地域は男女共同参画社会で開かれる」 開催日：平成27年1月27日（火） 参加者：60人 	B	<ul style="list-style-type: none"> 家庭生活における男女共同参画を推進するため、登米市PTA連合会、人権擁護委員協議会と共催で開催した。「子育てと人権」をテーマとし、世代や性別に関係なく、相手の立場を理解し助け合う家庭を築くための意識啓発が図られた。 性別による意識や視点の違いを生かすことの必要性が認識できる内容であり、男女共同参画の視点に立った施策推進のための意識啓発が図られた。 	世代や性別に関係なく、家事、育児、介護などの家庭責任は男女が担うという意識啓発を効果的に行うため、男女共同参画フォーラムや市職員研修会の内容について検討を行う。	市民活動 支援課

(2) 家事・育児・介護等における協力の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 男性職員の育児休業取得の推進</p> <p>育児休業等の取得に関する Q & A 等を作成し、I P K オフィスに掲載することにより、特に男性職員の育児休業取得を推進します。</p>	1	<p>育児休業等 Q & A を作成し、育児休業等制度の理解を深め、制度の積極的な活用の推進を図った。</p>	C	<p>育児休業等 Q & A を作成したことで、制度への理解は深まってきていると思われるが、男性職員が取得しやすい職場環境の醸成はまだ十分ではなく、取得までは至っていない。</p>	<p>男性職員の育児休業取得率は全国的にも低い状況にあるが、周知啓発を行い、育児休業等の取得を推進していく。</p> <p>(平成 25 年度全国平均：男性職員 1.5% ⇔ 女性職員 94.0%)</p>	人事課
<p>② 男性の育児・介護休業制度の利用推進</p> <p>男性が育児・介護休業制度を活用しやすい職場環境づくりに向けて啓発を行うとともに、休暇取得に関する働きかけと情報の提供を行います。</p>	1	<p>平成 26 年 11 月 3 日(月・祝)開催の男女共同参画フォーラムにおいてリーフレットを配布し、情報の提供を行った。</p> <p>「ひとりひとりが幸せな社会のために」(内閣府)</p> <p>「第 2 次登米市男女共同参画基本計画・行動計画」(登米市)</p>	B	<p>フォーラム参加者へ男性の育児・介護休業取得状況等についての情報提供を行い、休暇取得に関する働きかけを行ったが、事業主への働きかけまでは至らなかった。</p>	<p>男性が育児・介護休業制度を活用しやすい職場環境づくりに向けて、各種イベントなど機会を捉え、情報提供や意識啓発を図る。</p>	市民活動支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>③男性の家事への参画</p> <p>家庭における男性の家事への参画を推進します。</p>	1	<p>社会教育事業において、指定管理業務の一部として、趣味的講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男の料理教室」 3回開催 参加 27人（登米公民間） ・「趣味的講座」 13回開催 参加 311人（米谷公民間） ・「男の手料理教室」 9回開催 参加 130人（石森ふれあいセンター） ・「男の料理教室」 12回開催 参加 148人（浅水ふれあいセンター） ・「男の料理教室」 6回開催 参加 44人（南方公民間） 	B	<p>社会教育（公民館・ふれあいセンター）事業として、男性対象の事業を実施した。</p> <p>調理やその準備を通して、性別に関わらず家庭での役割の在り方について再認識していただくとともに、夫婦・家族におけるパートナーシップづくりのきっかけとなると捉えている。</p>	<p>これらの事業を通して、趣味的調理から家事の協同、性別にこだわらないパートナーシップの構築などに繋がるような取り組みを目指す。</p>	生涯学習課
<p>④ブックスタート事業の実施</p> <p>乳幼児期に、絵本を通じて親子のコミュニケーションを図ることを目的に、乳幼児健診に合わせて絵本を配布します。</p>	1	<p>市内を4ブロックに分けた乳児健診会場において、ボランティアの協力のもと、読み聞かせ用の絵本パックの配布を実施した。（絵本2冊、アドバイス集、コットンバッグ等）</p> <p>なお、当日受診しなかった家庭に対しては、保健師が自宅を訪問する際に配布するよう依頼し、すべての子どもたちが絵本に触れ合えるよう取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：平成26年4月 ～平成27年3月 ・実施回数：42回 ・ボランティア参加者数：113人 ・年間配布冊数：553パック 	B	<p>絵本の配布を通して、本の楽しさを感じていただくことはもちろんのこと、母親のみならず父親も読み聞かせを通じたスキンシップやコミュニケーションが図られる効果もあると捉えている。</p>	<p>ブックスタートが「本に親しむきっかけ」となり、本に触れる子どもたちが増え、また、読み聞かせを行う男性が増えるよう、取り組みを継続する。</p>	

◆基本目標 2 職場における男女共同参画の推進

男性も女性も仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう働き方の見直しを事業主等へ働きかけるとともに、社会の認識を深めるための意識啓発に努めます。

また、農林業・自営業従事者の女性支援として、女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、家族経営協定の普及を促進します。

(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①男女雇用機会均等法等の周知徹底 事業主や就労者に対して母性保護の立場に立った就業条件が確保されるよう、関係機関との連携のもとで母性に関わる法制度の周知徹底を図ります。	1	平成 26 年 11 月 3 日(月・祝)開催の男女共同参画フォーラムにおいてリーフレットを配布し、情報の提供を行った。 「女性のチカラを活かす企業認証制度」(宮城県)	B	フォーラム参加者へ男女雇用機会均等法についての情報提供を行い、宮城県で実施している「女性のチカラを活かす企業認証制度」についての情報提供を行ったが、事業主への情報提供は行わなかった。	男女雇用機会均等法等の周知を図るとともに、関係機関と連携し、母性保護に関わる法制度の周知徹底を行う。また、事業主への情報提供の方法等も検討する。	市民活動 支援課
②セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止の啓発 事業主等へセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止のための取り組みがなされるよう働きかけるとともに、情報提供などを行います。	1	市内高校生を対象にした「デートDV講習会」のテーマの一つとして、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを取り上げた。 ・デートDV講習会 対象者：市内高校生 開催校：4校 参加生徒：438人	B	将来に生かすため、職場でのセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントについて、知識と情報の提供が図られた。 なお、更なる取り組みとして、事業主等に対する啓発が課題となっている。	セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に向け、各種講座など機会をとらえ、情報提供や意識啓発を図る。	

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①勤務時間の短縮等の実施啓発 職場と家庭、地域への参画の調和が図れるよう、短時間労働、フレックスタイムなどの実施を事業主へ働きかけると共に、社会の認識を深めるための意識啓発に努めます。	1	平成 26 年 11 月 3 日(月・祝)開催の男女共同参画フォーラムにおいてリーフレットを配布し、情報の提供を行った。 「女性のチカラを活かす企業認証制度」(宮城県) 「第 2 次登米市男女共同参画基本計画・行動計画」(登米市)	B	フォーラム参加者へ男性の育児・介護休業取得状況等についての情報提供を行い、休暇取得に関する働きかけを行った。また、宮城県で実施している、「女性のチカラを活かす企業認証制度」についての情報提供を行い、意識啓発に努めた。	職場と家庭、地域への参画の調和が図れるよう、周知の方法を検討し、短時間労働、フレックスタイムなどについて啓発に努める。	市民活動 支援課
②再雇用制度の普及促進啓発 再就職希望者の就職を援助するために、事業主に対して再雇用制度の普及啓発を行います。	3	定年後 65 歳までの再雇用制度について、啓発の対象及び手法についての検討が必要であり、企業等への普及啓発の実施には至らなかった。	—	高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度(再雇用制度)について、啓発の対象(事業主・労働組合・雇用者)及び手法について検討が必要。	啓発の対象(事業主・労働組合・雇用者)及び手法について検討する。	市民活動 支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
③市内における託児所の開設及び事業所内保育施設への支援 市内における託児所の開設に向けた支援と事業者内保育を実施している企業を支援し、保育の質の向上と就労により保育に欠ける乳幼児の福祉向上を図ります。	1	事業所内保育施設への補助を実施した。 ・石巻ヤクルト登米センター	B	計画どおり実施できている。	今後も事業所内保育施設への支援を行う。	子育て支援課
④ファミリー・サポート・センター事業 ファミリー・サポート・センター事業を広く市民に周知し、利用会員と協力会員の確保に努めるとともに、多様化する保育需要の利用支援に取り組みます。	1	子育てに臨時的・突発的に援助が必要になった場合に支援を行うため、利用会員(子育ての援助を受けたい方)・協力会員(子育ての援助ができる方)の確保に努めた。 【会員数】 利用会員：86人 協力会員：63人 両方会員：5人 計 154人 【利用件数】 ・保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり 10件 ・放課後児童クラブの迎え、習い事等の場合の送迎 20件 ・保護者の就労の場合の預かり 22件 ・保護者の病気時の預かり 6件 合計 58件	B	利用会員の登録は多いが、実際に利用をする人が少ない。同居世帯が多かったり、急を要するときでも周りに面倒をみてくれる人がいたりすると思われる。	市民に事業内容や利用事例の周知を行い、安心して子育てができる環境を整えていく。また、核家族など周りに面倒をみてくれる人がいない世帯への周知を強化する。	

(3) 農林業・自営業従事者の女性支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①農産加工組織の活動支援</p> <p>農産物直売所を中心に活動している農産加工組織の研修活動や、特産品等商品開発を支援します。</p>	1	<p>○農産加工に関する技術研修並びに情報の収集を行った。</p> <p>・研修会 「加工品の製造・販売について」 開催回数 1回 参加人数 29人</p> <p>「商品パッケージ研修」 開催回数 2回 参加人数 37人</p> <p>・加工研修会【米粉のピザづくり】 開催回数 1回 参加人数 25人</p> <p>・移動研修会 「登米市産食材を生かした新たな加工品づくり」 開催回数 1回 参加人数 28人</p> <p>○新商品の開発を行った。 件数 8件</p>	B	<p>農産加工に関する技術の向上のための研修や情報収集などの活動を通じて、新たな商品開発に取り組む意欲が高まってきている。</p>	<p>新たな商品開発や販路の拡大を促し、農産加工者の所得向上を図る。</p> <p>開発した商品を6次産業化へ繋げていくことで、地域農業の振興を図る。</p>	農林政策課
<p>②6次産業の育成支援</p> <p>地域資源を活用した農産加工、食農体験、食文化の継承などに取り組む女性農業者を支援します。</p>	1	<p>○アグリビジネス起業家育成塾を開講した。 開催述べ日数:14日(開催数20回) 塾生:18人(過去参加延べ315人) うち女性塾生:6人 (過去参加延べ109人)</p> <p>○ビジネスチャンス支援事業を活用した支援を行った。</p> <p>○生産の組織化向上支援事業を行った。 合同会社、米・米ファーム2件</p>	B	<p>昨年からビジネスとしての農業を学ぶ場として、登米アグリビジネス起業家育成塾を開講し、農業経営力の向上と農商工連携の一層の促進を図った。また、ビジネスチャンス支援事業の実施により、地域資源を活用した農産加工に取り組む女性農業者の支援の充実が図られた。</p>	<p>アグリビジネス起業家育成塾による経営力向上とビジネスチャンス支援事業の推進に努め、地域資源を活用した農産加工・販売施設整備、商品開発、販路開拓等を実施していく。</p>	ブランド戦略室

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>③ 家族経営協定締結の促進</p> <p>家族経営協定締結の促進・女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、家族経営協定の普及を促進します。</p>	1	<p>家族経営協定の締結を行った。</p> <p>期間：平成 26 年 4 月～27 年 3 月</p> <p>新規：12 件（うち女性含み 6 件）</p> <p>解約： 4 件（うち女性含み 1 件）</p> <p>（平成 25 年度 新規： 6 件）</p>	B	<p>前年度より新規申請が 2 倍に増えた。</p> <p>青年就農給付金の経営開始型を夫婦で交付を受けるためや、認定農業者の認定に加入するために締結しているケースが多い。</p> <p>経営に参画する女性の締結がまだまだ少ないので、女性農業委員の活用を図る必要がある。</p>	<p>県農業改良普及センターや関係機関と連携して、家族経営協定の普及を促進していく。</p> <p>締結しやすい環境の整備を図るため、農業委員 8 名による農業経営支援会議を設置して、農業経営主等に制度の周知を行う。また、会議とは別に女性農業委員に働きかけを促す。</p>	農業委員会
<p>④ 農業者との意見交換会</p> <p>女性農業者を含めて、代表農業委員と農村におけるより良い男女共同参画社会を形成するために意見交換会を実施します。</p>	1	<p>農業者等との意見交換会を実施した。</p> <p>開催日：平成 26 年 11 月 26 日（水）</p> <p>出席者：30 人（うち女性 3 人）</p> <p>（平成 25 年度 出席者：28 人）</p>	B	<p>市内の農業者や法人の構成員、農業グループの代表等を対象に開催した。</p> <p>参加者の都合を考慮して夜間に計画したが、男性の参加者は若干増えたものの、逆に女性の参加が少なくなった。女性の参加には、時間帯の設定に無理があったと思われるため、再度検討の必要がある。</p>	<p>女性や若い世代などを含めた市内農業者等との意見交換会を 9 月中旬頃の日中に計画する。</p> <p>また、市民に意見交換会の記事を含めた農業委員会の活動の見える化を図るため、年 3 回「農業委員会だより」でお知らせする。</p>	

◆基本目標 3 地域における男女共同参画の推進【重点目標】

地域社会においては、性別による固定的な役割分担意識から生じる習慣等が依然として強く残っていることから、地域活動に男女が共に参画することの必要性や重要性について啓発を進めるとともに、女性が地域で活躍できる環境整備に努めます。

(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①性別や世代を問わず参加しやすい会議等の開催 会議等は、性別や世代を問わず参加しやすい夜間及び土日の開催を実施します。	1	各種会議等の開催は、構成委員や参集者が参加しやすい日程調整を推進した。	B	男女の違いや、就業の有無に関わらず、会議等に参加しやすい環境を整えることで、様々な視点からの意見集約が図られた。	会議等の開催にあたっては、参加しやすい時間帯等（夜間や土日）の開催に努める。	全庁
②市内小中学校の各種行事の開催 市内小中学校の年間行事や PTA の関連行事について、土日に開催し、父兄等が参加、出席しやすい日程に配慮します。	1	市内各小中学校とも、運動会や学芸会・文化祭など、大きなイベントは保護者が参加しやすいように原則、土曜日もしくは日曜日に実施した。	B	各校とも、例年どおりの保護者の参加状況である。	保護者の意見を聞きながら、できる限り要望に応えられるよう努める。	学校教育課
③ファミリー・サポート・センター事業 利用会員と協力会員の確保に努め、多様化する保育需要の利用支援に取り組みます。	1	【会員数】 利用会員：86人 協力会員：63人 両方会員：5人 計 154人 【利用件数】 ・保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり 10件 ・放課後児童クラブの迎え、習い事等の場合の送迎 20件 ・保護者の就労の場合の預かり 22件 ・保護者の病気時の預かり 6件 合計 58件	B	利用会員の登録は多いが、実際に利用をする人が少ない。同居世帯が多かったり、急を要するときでも周りに面倒をみてくれる人がいたりすると思われる。	市民に事業内容や利用事例の周知を行い、安心して子育てができる環境を整えていく。また、核家族など周りに面倒をみてくれる人がいない世帯への周知を強化する。	子育て支援課

(2) 防災における男女共同参画の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 防災組織への女性の参画推進</p> <p>防災組織に女性の参画を推進すると共に、防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人の視点の反映促進を図ります。</p>	3	<p>平成 25 年度には地域防災計画の見直しを行い、災害時における要配慮者支援対策を充実させるため、女性の視点を反映させる内容とした。地域防災計画の見直しに伴い避難所運営マニュアルにも反映した。しかし、平成 26 年度は地域防災計画の変更がなかったことから、検討はしなかった。</p>	—	<p>平成 26 年度は、地域防災計画の見直しが行われなかったため、防災計画等に男女共同参画等の視点を反映することについては検討しなかった。</p> <p>防災組織への組織のリーダーの一員となる女性消防団員等や、防災指導員の配置を推進する必要がある。</p>	<p>防災指導員養成講習会への女性の受講推進指導を行う。また、今後も地域防災計画の見直し等に伴い、必要に応じて男女共同参画について反映していく。</p>	防災課
<p>② 災害現場における男女共同参画</p> <p>災害時に、女性の視点及び性別に配慮した視点による災害支援が行えるよう、男女共同参画の視点を踏まえた支援について普及啓発を図ります。</p>	1	<p>女性リーダー養成講座を防災をテーマとして、開催した。</p> <p>「女性のための防災リーダー養成講座」 開催期間：平成 26 年 9 月～11 月 全 5 回</p> <p>対 象：地域で防災活動に取り組む意欲のある女性 30 人</p> <p>参加者：34 人</p> <p>共 催：特定非営利活動法人 イコールネット仙台</p>	A	<p>受講後のアンケートでは、「少しでも地域に役に立ちたい」「ワークショップの手法を地域でも取り入れたい」など、前向きな意見が寄せられ、災害現場における男女双方の視点を生かした地域づくりの重要性について理解が図られた。</p>	<p>多様な視点での防災・減災の取組や、男女共同参画の視点を踏まえた支援について普及啓発を図る。</p> <p>また、より広く啓発を行うため、コミュニティ組織等とも連携を高め事業を実施していく。</p>	市民活動支援課

(3) コミュニティリーダーの育成・支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①女性セミナーの開催</p> <p>地域リーダーとして活躍することを望んでいる女性を対象に、リーダーとして必要な知識等の修得を支援します。</p>	1	<p>○登米市女性セミナーを開催した。 (5回) 開催日：平成26年7月24日(木)、 8月26日(火)、9月26日(金) 10月27日(月)、11月18日(火) 対 象：市内居住または在勤の成人 女性30人(参加者10人) 学習会5回のうち、4回以上受講した5人の受講生に、教育長から修了証を授与した。</p> <p>○社会教育事業として公民館等において、指定管理業務の一部として、講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「佐沼女性セミナー」 7回開催 参加217人(迫公) ・「女性セミナー」 6回開催 参加83人(豊里公) ・「いきいき女性セミナー」 5回開催 参加68人(石越公) ・「津山地区女性セミナー」 2回開催 参加33人(津山公) <p>○第60回はさま女性のつどいを実施した。 実施日：平成26年9月6日(土) 対 象：迫町内の女性 参加者：187人</p>	B	<p>受講者が減少傾向であり、サークル等には発展していないが、修了後は個人で地域活動などに参加している。</p> <p>はさま女性のつどいについては、見込みをはるかに超える参加者となり、参加申込者を超える数の資料を準備していたにもかかわらず資料不足となり急遽増刷する事態となった。参加できなかった方が参加者へ「資料だけでももらってきてほしい」と頼んだケースが多かったためであり、女性の学習意欲の高さを実感させられた。</p>	<p>地域で活動する女性の情報交換の場を提供するなど、修了後もフォローアップできる体制について検討する。</p> <p>はさま女性のつどいについては、新年度も企画・運営を含め地域の女性団体のリーダーとともに実施する予定である。</p>	生涯学習課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>② 地域参画推進講習会の開催</p> <p>男女共同参画を推進する女性リーダー育成を目的とした、講座を開催します。</p>	1	<p>女性リーダー養成講座を開催した。</p> <p>「女性のための防災リーダー養成講座」 開催期間：平成 26 年 9 月～11 月 全 5 回 対 象：地域で防災活動に取り組む意欲のある女性 30 人 参加者：34 人 共 催：特定非営利活動法人 イコールネット仙台</p>	B	<p>受講後のアンケートでは、「少しでも地域の役に立ちたい」「ワークショップの手法を地域でも取り入れたい」など、前向きな意見が寄せられ、災害現場における男女双方の視点を生かした地域づくりの重要性について理解が図られた。</p>	<p>今後も継続的に事業を実施し、市政の様々な分野における女性の参画を促進するため、「女性人材リスト」への登録を働きかける。</p> <p>また、講習受講後にスキルを生かして地域活動へ参画してもらうため、地域における男女共同参画を活動目的とする女性団体との交流を行うとともに、ネットワークの構築を図る。</p>	市民活動 支援課

(4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 出前講座の開催</p> <p>男女共同参画について研修を行いたい団体に出前講座を開催します。</p>	3	<p>平成 26 年度において、男女共同参画に関する出前講座の要請はなかった。</p>	—	<p>男女共同参画についての情報提供のため、他自治体の取り組み事例について情報収集が必要である。</p>	<p>コミュニティ組織等へ講座開催について積極的に働きかけるとともに、広報等により広く周知啓発に努める。</p>	市民活動 支援課
<p>② 市民活動に対する支援体制の整備</p> <p>男女が共に市民活動に参画できるよう、市民活動に関する情報の提供を行います。</p>	1	<p>地域づくり計画策定にあたって、各コミュニティに対し、女性や子育て世代の意見を取り入れるよう助言を行った。</p>	B	<p>男女共同参画の視点を取り入れた計画書の策定がなされた。</p>	<p>男女がともに市民活動に参画できるよう、先進事例等の情報の提供を図る。</p>	

(5) 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 登米市国際交流協会への支援</p> <p>登米市の国際交流の促進のため、登米市国際交流協会に補助金を交付し、その組織強化と事業実施を支援します。</p>	1	<p>登米市の国際交流推進の中核である登米市国際交流協会に補助金を交付し、市民の国際交流事業参加機会を充実させ、国際理解・感覚を養った。</p> <p>登米市国際交流協会補助金 2,800 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語講座〔実施 年間約 40 回〕 ・海外姉妹都市交流事業(受入事業等) ・登米市国際まつり〔12 月実施〕 ・ジュニア国際塾 ・通訳ボランティア協力(防災訓練等) ・外国語指導助手 (ALT) 関連事業 ・多文化共生社会形成促進関連事業 (交流会等) ・会報誌 (T I F A ニュース) 発行 ・ホームページによる広報活動 ・国際交流関係団体との連携 ・その他各種交流事業実施 	B	<p>市の国際化推進は「交流」だけではなく、男女性別に関わらず、市内に在住する外国人にやさしい住環境づくりを主軸とした「多文化共生社会」の実現も必要と考えられる。また、異文化に触れ、外国人を受け入れる国際感覚を持った人材育成の重要性が増しており、市国際交流協会への支援は、国際交流・国際化関係機関と連携を図ること並びに人材育成の面でも有効である。</p>	<p>本市の国際化を進める上で、市民の国際交流意識の高揚は不可欠である。今後も多文化共生社会の形成や国際理解の推進、国際交流の担い手となる人材を育成するため、市国際交流協会等関係団体との連携を高め、当事業を継続する。</p>	市民活動 支援課
<p>② 日本語講座・多文化共生シンポジウムの開催</p> <p>在住外国人の支援や交流を促進するため、日本語講座や多文化共生シンポジウムを開催します。</p>	1	<p>日本語講座については、補助金交付先である登米市国際交流協会の事業として実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語講座：年間約 40 回 ・ほかに日本語講座交流会 3 回実施 <p>多文化共生シンポジウムについては実施していない。</p>	B	<p>事業内容は市の課題や市民のニーズ、社会情勢に即し、それらに柔軟に対応しながら展開されている。また、生活に直結した日本語習得のための講座や外国人同士の交流などの専門的な事業も実施でき、市の国際化推進・多文化共生における有効性は高い。</p>	<p>単なる学習の場としてではなく、日本人と外国人、外国人と外国人、外国人支援者同士の交流の場として今後も市国際交流協会と連携し、事業の周知やスタッフ等人材の確保に努める。</p>	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>③外国人相談窓口設置事業の実施</p> <p>在住外国人が抱える悩みや課題を軽減するため、英語、中国語、韓国語の3か国語による相談窓口を設置します。</p>	1	<p>市内に居住する外国人の日常生活等における悩みの相談窓口を設置した。(平成 22 年度から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務は、登米市国際交流協会に委託して実施した。 ・相談日は、定例日と電話相談による。 ・定例日：毎週金曜日に開催する「日本語講座」に併せて実施した。 ・電話相談：国際交流協会事務所(登米総合支所内)にて、月・水・金の日中に実施した。 <p>平成 26 年度実績 37 件【英語 9 件、中国語 28 件、韓国語 0 件】</p>	B	<p>市内に在住する外国人のニーズ把握や解決体制の構築など、男女性別を問わず、外国人にやさしい住環境づくりを主軸とした「多文化共生社会」の形成には不可欠な事業である。課題としては相談に対応する人材不足などが挙げられる。</p>	<p>今後も、言語の障壁による問題の解決に向け、外国人相談員を中心に、より多くの人々が有機的に関わる必要があるとされている。日本語講座同様、周知広報の一層の工夫と相談に対応する人材の確保に努める。</p>	市民活動 支援課

◆基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画

今後のまちづくりの活性化には、女性の視点と様々な能力の活用が不可欠であり、男女共同参画を進めるうえでは、政策・方針決定過程へ女性の意見を反省させることが重要であることから、審議会や委員会等への女性の参画の拡大を推進します。

(1) 市の附属機関等における女性委員登用推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①意思決定過程への女性の推進 毎年女性参画推進状況を調査、公表し市民に対し意思決定における男女共同参画の必要性の理解を求めます。	1	市の審議会等委員への女性登用率調査を4月と8月に実施し、情報の収集と公表を行った。 平成26年度4月1日現在 登用率29.2% 平成26年度8月1日現在 登用率25.7%	C	市の審議会等委員への女性登用率は、前年度4月1日現在と比較すると1.9%増となっている。 しかし、目標値である登用率40%へ向け、審議会等への女性委員の必要性について更なる啓発と、積極的な登用の推進が必要である。	第2次基本計画に定める目標達成のため、女性の参画推進状況を調査・公表するとともに、女性委員の登用を推進する。	市民活動支援課
②女性人材リストの整備 各分野において専門知識を持つ人材を募集し、各審議会等に人材情報として提供します。	1	意思決定過程への女性の推進を図るため、「登米市男女共同参画女性人材リストの管理及び運用に関する要綱」を整備した。	B	平成27年4月1日(水)に施行し、運用を始めたが、登録者が少ない現状であるため、制度の周知啓発が必要である。	女性リーダー養成講座修了生への声掛けなどを行い、人材リストへの登録者増加に努める。	
③附属機関等への女性委員登用の促進 積極的に女性の登用を進めます。	1	【上記再掲】 ①意思決定過程への女性参画の推進を参照	B	【上記再掲】 ①意思決定過程への女性参画の推進を参照	第2次基本計画に定める目標達成のため、女性委員の登用促進を図る。	全庁

(2) 市女性職員の登用の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①管理職への女性登用の促進 男女の区別なく公平公正な管理職への登用を図ります。	1	平成 26 年度における女性管理職の人数：46 人 (平成 24 年度：48 人、平成 25 年度：48 人)	B	過去 2 年間と比較し管理職への女性登用数は減少したが、管理職の全体数も減少しており、全体の比率はほとんど変わっていない。 また、管理職への女性登用を促進することは、職場内における男女共同参画の意識が高まり、率先垂範という観点からも自治体として地域における役割を果たしている。	今後、ますます多様化する市民ニーズに的確に答えていくためには、女性管理職の必要性が高まるものと考えられることから、今後とも、女性職員の管理職への登用を促進していく。	人事課
②研修の機会の充実 市職員の各種研修機会の充実を図り、性別を問わず参加を推進します。	1	各種研修受講者の募集は、性別に関わりなく行った。	B	職場外研修（市町村職員研修所の研修など）、職場内研修ともに、機会均等が確保されており、男性職員と同様に能力向上が図られたと考えている。	今後も取り組みを継続し、各種研修への参加を推進していく。	

(3) 市政への参画の促進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①広聴活動推進事業 市民の市政への関心を高めると共に、市民の声を市政へ反映させるため、市長へのメール、市長への提言箱、移動市長室、出張市役所を実施します。	1	市長へのメール：62 件 市長への提言箱：37 件 移動市長室：18 回 出張市役所：3 回	B	市長へのメール・提言箱は、担当部署で回答案を作成し、市長の決裁を経てそれぞれ回答した。移動市長室は総合支所単位に 18 回開催、40 団体（1,425 人）と意見交換などを実施した。出張市役所は、実施団体の申請により 3 回実施、82 人が参加した。	広く市民の声を聴くため、これまで同様の取り組みを推進していく。	市長公室

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
②各種講演会やイベント等の開催 各種講習会やイベント等の開催を通して市政への関心と理解を深めます。	1	市民参画による開かれた市政を一層推進するため、講演会・講座・研修会等を開催した。	B	講演会や講座等に多くの市民の参加をいただき、市政への関心と理解を深めることに役立った。	各種講習会やイベント等の開催を通して、市政への関心と理解の促進を図る。	全庁

《基本方針 III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり》

◆基本目標 1 安心して子育てできる環境づくりの推進【重点目標】

子育てに関する相談や情報提供の充実を図るとともに、多様化する子育てのニーズに対応するため、子育て支援体制の充実を図ります。

(1) 子育て環境の整備

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①各種保育事業の充実 保育ニーズに応じて各種事業の充実を図ります。	1	保護者の子育てと仕事の両立を支援し、乳幼児の健全な心身の発達を図るため、各種保育事業を行った。 通常保育事業 公立 8、私立 11 施設 延長保育事業 公立 1、私立 9 施設 一時保育事業 公立 1、私立 2 施設 障がい児保育事業 私立 4 施設 低年齢児保育事業等 私立 8 施設	B	保護者の就労形態の多様化や女性の就労機会の増加により、延長保育を希望する保護者が増加している。現在、受益者負担である延長保育料を無料としているため、保育料徴収について検討が必要。また、一時保育対応施設の拡充が必要。	今後も各種事業の充実を図っていく。	子育て支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
② 幼保一体化の検討 国が検討している新しい子育て支援システムの動向を見ながら、市内の保育所、幼稚園についてその一体化のあり方を検討します。	1	<ul style="list-style-type: none"> 「登米市子ども・子育て支援本部作業部会」での検討を行った。 認定子ども園の設置計画の検討を行った。 	B	検討組織に参加し、計画策定の業務を行った。	平成 28 年度以降、認定子ども園の設置が円滑に行われるよう、市民生活部と連携して準備にあたる。	学校教育課
③ 幼稚園の預かり保育の実施 市立の全幼稚園において、預かり保育を実施します。	1	<ul style="list-style-type: none"> 全幼稚園で実施した。 利用者数：367 人 	B	働くお母さん等への支援ができた。	多様なニーズに応えられるようサービスの充実を図る。	
④ 医師招聘及び医療連携の充実 産科、小児科を含む医師招聘へ取り組みます。さらに、小児救急、周産期医療に係る大崎市民病院や石巻赤十字病院との医療連携の充実を図ります。	1	<ul style="list-style-type: none"> 東北大学病院医局への要請 市、県ホームページへの求人掲載 県ドクターバンクへの求人掲載 全国自治体病院協議会への求人掲載 医師招へいに関する国、県への要望 医学生奨学金貸付制度の継続 	B	<p>産科、小児科の入院再開のためには複数の医師の招へいが必要であり、当該診療科の医師招へいについては、医師不足の現下においては非常に厳しい状況である。</p> <p>しかし、多方面への医師招へいの働きかけにより、平成 26 年 11 月から市民病院小児科の勤務医が 2 人体制となったことにより、平成 27 年 3 月から平日午後における一般外来診療の実施や、平成 27 年 4 月からは東北大学からの応援により、毎週日曜日における小児救急への対応も開始したところである。</p> <p>また、米谷病院の小児科においては、東北大学からの応援により週 3 日の診療だったものが、平成 27 年 4 月からは火曜日を除く週 4 日の診療を行っている。</p>	<p>医師招へいについては、今後もあらゆる機会を通じて継続的に取り組んでいく。</p> <p>二次医療圏や近隣基幹病院との医療連携等のあり方について、関係者間で協議しながら地域医療の確保に向けた取り組みを推進していく。</p>	医療局 総務課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
⑤放課後児童健全育成事業の推進（放課後児童クラブ） 地域の実情も考慮しながら、児童の居場所づくりを充実、推進します。また、学校や関係機関と連携するとともに、指導員の資質と専門性の向上を図ります。	1	保護者が就労等で家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブにおいて健全な育成を行った。 ・児童クラブ数：16クラブ ・登録児童数：485人 ・延べ利用児童数：83,652人 ・登米市保育担当者及び児童館等指導員研修会（4回開催）	B	計画どおりに実施できた。 保育士が全国的に不足していることから、有資格者である指導員の確保に努める。	対象児童を拡大し、児童が安全に安心して過ごせる場所の確保に努める。 また、関係部署と連携しながら事業の効果的かつ円滑な実施を図る。	子育て支援課
⑥要保護児童対策地域協議会の開催 要保護児童の早期発見及び適切な対応を図るため、関係機関の円滑な連携・協力を確保し、次の会議等を開催します。	1	◆実務者会議 第1回：平成26年7月24日(木) ～8月6日(水)のうち5日間 延べ参加者数：123人 第2回：平成27年1月29日(木) ～2月2日(月)のうち5日間 延べ参加者数：119人 ◆代表者会議： 平成26年11月11日(木)開催 参加者：15人	B	要保護児童の早期発見や児童に対する適切な対応について共有し、関係機関との調整や情報共有を図ることができた。	今後も定期的に行われ、関係機関の円滑な連携・協力に努める。	
⑦家庭児童相談事業の実施 子どもに関する様々な問題に専門の家庭児童相談員を配置し、各ケースに対応するとともに関係機関との連携を図りながら相談業務に当たり、問題解決のための調整、ケース検討を行います。	1	相談業務実績：実人数 315人 延べ 3,751人 ケース検討会：104回開催 検討ケース数：573件	B	専門の家庭児童相談員を配置し、子どもに関する各般の問題に対応するとともに、関係機関との連携を図りながら、相談業務と問題解決のための調整・ケース検討を行った。	多様化・複雑化するケースに対応するため、今後とも各関係機関と連携を図りながら相談事業を実施する。	

(2) 子育て支援体制の整備

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 子育て支援センター事業の充実 市内全町域に整備されており、身近で気軽に集うことができ、子育て家庭の親子が安心して居場所づくりを進め、事業を充実していきます。	1	各子育て支援センターで事業やイベントを計画したり、自由来館を設け安心して利用できる環境を整えたりするなど、総合的な子育て支援を行った。 ・延べ利用者数：32,597 人 ・育児相談件数：462 件	B	町域を超えて利用する親子が増え、親同士の交流が多くなり乳児からの利用も増えてきた。しかし、外に出ることやコミュニケーションの苦手な親もいることが考えられるので、そのような親に対しての働きかけが必要である。	気軽に安心して利用できる子育て支援センターの充実を図り、子育て支援サービスの向上を図っていく。	子育て支援課
② 子育てに関する情報提供 市のホームページやモバイルとめを活用し、情報提供体制の強化を図ります。	1	登米市子育てガイドブック、「子育てまっぷスマイルとめっこ」を発行し、情報提供をした。また、健診などを利用して情報を発信した。	B	計画通り実施できている。	更に情報体制の強化を進め、子育て支援体制を整えていく。	
③ 子育てサポーターの育成 子育て支援に関心のある男女を対象に研修会等を開催し、子育てボランティアを育成します。	1	子育てサポーター入門講座・フォローアップ研修会を実施した。 開催日：平成 27 年 2 月 12 日(木)、19 日(木)、26 日(木) 対象：新規応募者（応募 2 人）、平成 23 年度～24 年度市子育てサポーター・養成講座受講者・県子育てサポーター 66 人（参加者 6 人） 目的：新規の子育てサポーター養成と、既受講生及び登録者の学びなおしの研修を行った。	B	受講生の中でボランティアとして登録した方の活動の場が定着していない。 新規受講者が少ない。	有償ボランティアとして社会教育事業などで活動を行っていく。 また、県の子育てサポーター養成講座と連携し、新たな人材の発掘と研修機会を確保する。	生涯学習課
④ 各種行事の託児の実施 参加したくとも育児のために参加できない方のため、市が行う講演会や催事の際に託児の充実を推進します。	1	【市民活動支援課】 男女共同参画フォーラムの開催にあたって託児を設置した。（対象年齢：1 歳～6 歳） 利用者数：9 人	B	フォーラム等のイベント会場において託児を実施できる団体が少なく、受託団体を探すことが課題となっている。 平成 26 年度の託児については、市民活動支援課での事業に止まった。	託児を行うにあたって、安心して預けていただけるよう、受け入れ体制の整備を図る。 市が実施するイベント等における託児の実施について、各部署等へ働きかける。	全庁

◆基本目標 2 介護等への支援

各種介護サービスの充実を図るとともに、支援体制の強化を図りながら家族介護を支援します。
また、介護休業制度について周知を図り、男女とも介護休業を取得しやすい環境づくりに努めます。

(1) 介護に関する社会的支援の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①市内介護保険事業所研修会の実施</p> <p>介護サービスの質の向上を目的に、介護保険制度改正、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係などについての研修会を実施します。</p>	1	<p>○平成 26 年度介護保険サービス事業者集団指導 県東部保健福祉事務所登米地域事務所開催の集団指導に参加し、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係の説明を行った。 開催数：3回 出席者：173人</p> <p>○平成 27 年度介護報酬改定に伴う説明会 県東部保健福祉事務所登米地域事務所職員を講師に依頼し、長寿介護課職員とともに地域密着型サービス事業者を対象に介護保険制度の改正内容の説明を行った。 開催数：1回 出席者：37人</p>	B	<p>東部保健福祉事務所と合同で開催することで、多くの事業所の参加が期待でき、県からのお知らせ等についても県・市・事業所と情報共有することができる。</p>	<p>介護サービスの質の向上を目的に、介護保険制度改正、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係などの研修会について、今後も同様の方向で実施していく。</p>	長寿介護課
<p>②介護認定調査員研修会の実施</p> <p>認定調査員の調査技術の向上を目的に、新任調査員研修会、現任調査員研修を実施します。</p>	1	<p>新任調査員研修 開催数：6回（男8人、女10人）</p> <p>現任調査員研修（県と共催） 開催数：1回（110人）</p>	B	<p>認定調査の基本事項、事例検討による研修を行い、認定調査のための知識等を深め、認定調査員の資質の向上を図った。</p>	<p>公平・公正な認定調査は適正な審査判定の根幹となることから、今後も研修を実施する。</p>	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>③介護雇用プログラム事業の実施（緊急雇用事業）</p> <p>失業者等を介護施設で新たに雇用するなど、介護現場における緊急雇用の拡大や、人材確保及び資質の向上を図ることを目的に、受託事業者を公募します。</p>	—	介護雇用プログラム事業（緊急雇用事業）は、平成 24 年度で終了している。	—			長寿介護課

（２）男性の介護知識や介護技術の普及

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①介護支援事業の実施</p> <p>家族介護者を対象に、各総合支所単位で家族介護教室や交流会を実施します。また、市全体事業として、家族介護者交流会を実施します。</p>	1	<p>登米市社会福祉協議会と委託契約により実施。</p> <p>開催数：19回</p> <p>延べ参加者数：287人（女性含）</p>	B	介護者のリフレッシュ、情報交換、介護知識の普及の機会となっている。	家族介護者を対象に、家族介護教室や交流会について、今後も平成 26 年度と同様の方向で実施していく。	長寿介護課

(3) 地域における介護体制の確立

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>認知症をかかえる当事者やその家族が安心して暮らすことができるよう、市民に認知症の症状及び対応の仕方を理解してもらい、地域での見守りや家族の支援ができることを目指します。</p>	1	<p>認知症サポーター養成講座 開催数：16 回 参加者：458 人</p>	B	<p>認知症の普及啓発の機会となった。</p>	<p>認知症をかかえる当事者やその家族が安心して暮らすことができるよう、市民に認知症の症状及び対応の仕方を理解してもらい、地域での見守りや家族の支援を行うため、今後も平成 26 年度と同様の方向で実施していく。</p>	長寿介護課

◆基本目標 3 高齢者、障がい者への支援

高齢者や障がいのある人が生きがいをもって暮らし、自立した生活を安心して送ることができるよう就労支援や生活環境の整備、その他必要な支援やサービスの提供に努めます。

(1) 高齢者の自立と安定した暮らしへの支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 高齢者の社会参加の促進</p> <p>高齢者の生きがいづくりのための生涯学習やスポーツ教室を開催します。</p>	1	<p>社会教育(公民館)事業の世代別事業中、高齢者対象事業として実施している。(指定管理業務委託)</p> <p>高齢者のスポーツ振興及び健康増進、生涯スポーツの普及を図るために実施した。</p> <p>(例) ゲートボール大会、ユニカール大会、グラウンドゴルフ大会等</p>	B	<p>高齢者がスポーツを通じて相互の交流を図るとともに、健康増進及び生きがいづくりにつながった。また、体育の振興に寄与し、男女問わず参加して交流を深めたことは、地域振興にもつながっている。</p> <p>選手の高齢化が進み、年々参加チーム数が減ってきている場合もあり、課題となっている。</p>	<p>高齢者の生きがいづくりを目的に今後も実施予定である。</p>	生涯学習課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>② 高齢者の雇用機会の創出</p> <p>高齢者の雇用や技術習得の推進を図るシルバー人材センターへの助成を行います。</p>	1	<p>(公社) 登米市シルバー人材センター</p> <p>1 事業実績(請負事業・派遣事業計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託件数 4,459 件 (H25: 4,976 件) ・受託金額 398,332,070 円 (H25: 388,452,622 円) <p>(1) 請負事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託件数 4,439 件 ・受託金額 363,000,296 円 <p>(2) 派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託件数 20 件 ・受託金額 35,331,774 円 <p>2 会員数 918 人 (H25: 960 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性 632 人 (H25: 675 人) ・女性 286 人 (H25: 285 人) 	B	<p>受託件数及び会員数は減少したが、受託金額は過去最高を記録した。</p> <p>今後も定年退職後の高齢者の就業機会を確保し、仕事を安定的に供給できる組織の形成が必要である。</p>	<p>会員数は年々減少しているため、会員数増に向けた取組みを図るとともに、派遣事業に力を入れることとしている。</p>	商工観光課

(2) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 道路整備事業</p> <p>新設改良する路線に付随する歩道をフラットにし、段差の解消に努めます。また、歩道の無い路線については、極力幅広路肩を設置し、歩行スペースを広く確保できるよう努めます。</p>	1	<p>平成 26 年度に工事を実施した道路整備事業 35 路線のうち歩道の設置を計画している 15 路線については、すべて車道と高さを合わせたフラット型として実施あるいは整備中である。</p>	B	<p>歩道設置路線については、計画どおりの成果を上げることができた。</p> <p>歩道を設置しない路線については、地元計画説明や用地取得を完了していることから、幅広路肩となっていない状況である。</p>	<p>今後も新規計画路線については、歩道の設置を計画する箇所はフラット型、歩道を設置しない箇所は幅広路肩導入の検討を行っていくこととする。</p>	道路課
<p>② 説明会への参加促進</p> <p>性別に配慮しながら高齢者や車椅子で来場する方のスペースの確保をします。</p>	1	<p>各種イベントの開催にあたっては、高齢者や障がい者が参加しやすいよう会場設営を行った。</p>	B	<p>車椅子で来場する方のスペースを確保するとともに、高齢者や障がい者が安心して参加できるよう努めた。</p>	<p>高齢者や障がい者の積極的な社会参画を促進するため、会場等における環境整備を図る。</p>	全庁

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
③第3期障害福祉計画の策定 H24～H26 までの障害者自立支援計画を策定し、障害福祉サービスの向上と計画的な推進を図ります。	1	第3期障害福祉計画に基づき、自立支援給付、地域生活支援事業等各種事業を実施した。また、障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成 29 年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成した。	B	障がい者やその家族等に対して各種事業を実施することで、安心して地域生活を送れるようになっている。また、障害福祉サービスごとに必要な見込み量を算出し、それを確保するための方策を定めることにより、多様化・複雑化する支援ニーズに対応するための計画として第4期障害福祉計画を作成した。	計画の策定を効果的に推進するため、定期的に調査・分析、評価を行い、必要な処置を講ずる。	生活福祉課
④社会参加促進事業の実施（地域生活支援事業） 公共施設等のバリアフリー化の推進、手話通訳相談員の派遣などにより、社会参加を促進していきます。	1	手話通訳相談員の派遣を行い、833 人（うち障がい者 167 人）の相談を受け付けた。	B	前年度と比較して全体の人数は減少したが、障がい者の人数は増加した。おおむね計画通りの業務を行い社会参加を促進した。	障がい者の社会参加促進のため、手話通訳相談員の派遣を行う。	
⑤障がい者の雇用支援 県やハローワーク、国から委託を受け障がい者の雇用等について支援をしている「障害者就業・生活支援センターゆい」、市内就労系福祉サービス事業所などと連携を図るとともに、企業への障がい者雇用の研修会や職場実習の受け入れを行って頂きながら障がい者の雇用支援を行います。	1	「障害者就業・生活支援センターゆい」等の関係機関と連携し、障がい者の就労に関する個別相談や、支援学校卒業予定の生徒の支援を行った。	B	就労先となる事業所等の障がい者へのさらなる理解の促進を図る必要がある。	障害者自立支援協議会に、障がい者の「就労」についての検討部会を設置し、課題の洗い出し、課題解決のための方策について、事業所に対し理解を深める研修を開催し、雇用につながる支援を行う。	

◆基本目標 4 生涯にわたる健康づくりへの支援

女性が安心・安全に妊娠・出産できるとともに、男女がともに健やかにすごせるよう、生涯を通じた心と体の健康づくりに努めます。

(1) 健康づくりへの支援と環境の整備

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ [*] に関する学習機会の提供 ※性と生殖に関する健康と権利 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、あらゆる機会や媒体を通して周知します。	1	市内高校生を対象にした「デートDV講習会」のテーマの一つとして、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を取り上げた。 デートDV講習会 対象者：市内高校生 開催校：4校 参加生徒：438人	B	性や生殖等に関して、生徒から講師に「聞いてみたいこと」を事前に提出していただいた。 「年齢と出産のリスク」「避妊用の薬や道具の効果について」など、講師に寄せられたすべての質問に回答し、正しい知識を学ぶ場となった。	今後も、性と生殖に関する健康と権利について、正しい知識を学ぶ機会の提供に努める。	市民活動支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>② ライフステージに応じた心身の健康支援に関する情報の提供と相談の充実</p> <hr/> <p>女性特有の健康上の問題に対して、情報提供や相談の充実を図ります。</p>	1	<p>○ こんにちは赤ちゃんサロン 子育てサポートセンターと連携し、プレママ（妊婦）と1歳未満児を抱える母親を対象として開催した。保育士、助産師、保健師、栄養士、心理士等による教育支援を行った。 実施回数：17回 延べ参加者数：227人</p> <p>○ 子育て元気サポート事業 乳児健診時の臨床心理士による集団指導と個別相談を実施した。 実施回数：40回 延べ相談者数：66人</p> <p>○ こころの元気相談室 登米市民病院において、臨床心理士による継続的なカウンセリングを予約制で週2回実施した。 実施回数：103回 延べ相談者数：461人</p> <p>○ こころの相談 各総合支所において、精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士による個別相談を実施した。 実施回数：72回 延べ相談者数：183人 (男81人、女102人)</p>	A	<p>個別相談事業を通し、結婚・妊娠・出産・育児といったライフステージの変化に応じたメンタル面へのサポートを図ることができた。同じ悩みを抱えている相談者がグループ化し、自主的に活動を開始したケースもある。また、赤ちゃんサロンでは、参加者同士が情報交換することで育児不安や孤立感の軽減が図られた。</p> <p>しかし、個別相談では利用者の増加に伴い、タイムリーな相談ができない相談者もいることが課題となっている。</p>	<p>相談内容によっては、専門的な相談に限らず、母親同士がサポートし合える場や人材の確保が必要である。今後、市民同士で支え合う体制づくりを推進していく。</p>	健康推進課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>③ 健康管理意識の啓発</p> <p>生活習慣病予防のための指導や健康管理意識の啓発を行います。</p>	1	<p>○健康教育 各総合支所において、地域に向向いての健康教室を開催。 実施回数：96回 参加者：2,374人</p> <p>○生活習慣病重症化予防事業 特定健診受診後、該当者554人に対し、受診勧奨通知と返信用はがきによる受診状況の確認を実施した。受診拒否や返信のない市民に対して、電話や訪問による指導を実施した。250人に対しての保健師・栄養士による訪問を実施し、受診勧奨のみではなく生活指導も行っている。</p>	B	<p>各総合支所において、地域のニーズに即した健康教室や、健康寿命延伸に向けた生活習慣病予防に関する啓発を実施。重症化予防事業においては、訪問や電話での指導を試みても連絡がとれず、面接できないケースも多い。</p>	<p>生活習慣病予防のため、登米市民病院糖尿病療養士と健康課題を共有し、連携した事業の展開が必要である。また、重症化予防事業該当者の基準を再度検討する。</p>	健康推進課
<p>④ 保健施策の総合的な推進</p> <p>「健康プラン」に基づき、健康づくり体制を確立し、市民の自主的な健康づくりへの支援と環境の整備・充実に取り組みます。</p>	1	<p>これまでの活動に加え、ウォーキング推進事業を実施した。</p> <p>○ウォーキング推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内スポーツクラブによるノルディックウォーキング教室（委託事業） 実施回数：35回 参加者：549人 ・イオンタウンと共催によるタウンウォーク 実施回数：5回 参加者：77人 ・保健活動推進員と協働でのウォーキングマップ作成とコースの整備 	A	<p>平成26年度から新たにウォーキング推進事業を実施した。</p> <p>実施にあたっては、各種団体との協働を心がけ、参加者の増加はもとより、参加者の年齢の幅を広げることができた。</p>	<p>健康寿命の延伸は、市民の意識改革がカギとなることから、各種団体と協働で事業を実施していくことは今後においても必要なことである。</p>	

◆基本目標 5 単身者や生活困窮者に対する支援

自立した暮らしの実現のため雇用の支援を行います。

また、未婚率の増加が少子化の要因の一つとなっていることから、単身者が参加しやすい交流の場を提供します。

(1) 出会いの場の創造

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①ふれあい交流事業の開催</p> <p>20代から40代の男女を対象として、市内外の若い世代の輪を広げふれあいの機会につなぎます。</p>	1	<p>「登米市結婚活動支援事業」として基本的に年代を限定せず、自分磨きや出会いの場の提供、結婚相談をまとめて民間業者等に委託し、事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分磨きセミナー 対象者 未婚の男女 開催数 5回 参加者数 131人(男82人、女49人) 出会いイベント 対象者 未婚の男女 開催数 7回 参加者数 184人(男100人、女84人) 	B	<p>結婚活動支援事業で「自分磨きセミナー」を実施し、参加者のコミュニケーション能力などの向上に努めた。</p> <p>また、「出会いイベント」では、20代～50代など、幅広い年齢の対象者に出会いの場を提供し、結婚活動の支援を行った。</p> <p>平成26年度には、25年度の市結婚活動支援事業により出会った3組の成婚報告があり、事業認知度の更なる向上も含め、今後も継続した取り組みが必要である。</p>	平成27年度も自分磨きや出会いの場の提供等により、結婚活動の支援を行う。	市民活動支援課
<p>②若者交流モニターの設置</p> <p>若者定住、市民参加等に関する若者の声を聞き、市の政策等に反映します。</p>	—	平成25年度で終了している。	—			

(2) 就職支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①生活困窮者への支援</p> <p>ハローワーク等と連携し、生活困窮者を対象とした就職支援などを行います。</p>	1	<p>生活保護受給者のうち稼働年齢（15～65歳）で就労阻害要因のない者には訪問時に就労指導をしている。比較的就労意欲の高い受給者を対象に、ハローワークへ支援要請し連携して6ヶ月間の就労支援を実施した。支援事業参加者 18 人（男性 13 人、女性 5 人）のうち 5 人（男性 3 人、女性 2 人）が就労し、そのうち 4 人が生活保護から脱却している。</p>	B	<p>稼働年齢にある者を対象としているが、就労意欲が低い者が多く支援に結びつかない。阻害要因のない稼働年齢層の約 60%が 50 歳以上であることや、生活保護受給者は自動車の保有が原則認められないことから、通勤手段がネックとなり就労に結びつかないケースもある。</p>	<p>生活保護受給者に対しては、就労意欲の改善、阻害要因の解消を支援し、対象者の状況に応じて求人情報の提供や職業訓練のあっせんをしていく。生活保護に至る前段階の困窮者については、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行され、市では相談支援事業を業務委託し実施する。相談を受け就労阻害要因を把握し、問題を解決しながら就労支援を含めた生活自立支援をする。</p>	生活福祉課

(3) 相談の場づくり

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 26 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①結婚相談会の実施</p> <p>結婚を希望する男女やその家族を対象とし、結婚についての助言や相談を行います。</p>	1	<p>平成 26 年度は「登米市結婚活動支援事業」内の一つとして実施した。</p> <p>・結婚相談会及び懇談会 対象者：結婚を望む本人またはその家族など</p> <p>(相談会) 開催数 18 回 相談件数 13 件 (本人 10 件 家族 3 件)</p> <p>(懇談会) 開催数 3 回 参加者数 24 人 (男 4 人、女 20 人)</p>	B	<p>結婚相談会を実施し、結婚を望む本人やその家族からの相談を受け、助言等を行った。</p> <p>相談者に結婚活動支援事業への参加を促すなど、相談から自己啓発及び出会いの場の提供という連続した支援を行うことで、事業効果を高めることができた。</p> <p>結婚懇談会では、「今どきの婚活」について話し合い、参加者の理解を深めることができた。</p>	<p>平成 27 年度も結婚活動支援事業において結婚相談を行い、その活動の支援を行う。なお、様々な理由から、相談会場等に来られない人への対応として、自宅等への訪問相談にも対応する。</p> <p>結婚懇談会など、結婚に関する啓発活動を行い、今どきの婚活に対する理解と協力意識の醸成を図る。</p>	市民活動支援課

3 第2期登米市特定事業主行動計画（平成26年度実績）

主管課：総務部人事課

1 職員の勤務環境に関するもの

具体的な取り組み	平成26年度における実績
<p>(1) 子育てに関連する既存の各種制度の周知徹底</p> <p>(2) 妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>(3) 男性職員の育児参加のための休暇及び休業の取得促進</p> <p> ①男性職員の「育児休業」の取得促進</p> <p> ②「妻の出産休暇」、「育児参加休暇」の取得の促進</p> <p>(4) 出産休暇を願い出た職員等への個別説明</p> <p>(5) 出産休暇中及び育児休業中の職員への情報提供</p> <p>(6) 育児休業を取得しやすい環境の整備等</p> <p>(7) 時間外勤務の縮減のための意識啓発</p> <p> ①ノー残業デーの徹底</p> <p> ②週休日の振替又は勤務時間の割振り変更及び代休日の指定の徹底</p> <p> ③業務の簡素合理化の推進</p> <p> ④健康面における配慮</p> <p>(8) 年次有給休暇の取得の促進</p>	<p>【女性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得者 <u>23</u>人 ・ 平成25年度以前から引き続きの取得者 <u>17</u>人 ・ 育児短時間勤務取得者 <u>1</u>人 ・ 部分休業取得者 <u>3</u>人 <p>【男性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得者 <u>0</u>人 ・ 妻の出産休暇取得者 <u>16</u>人 ・ 育児参加休暇 <u>0</u>人 <p>○平成26年 年次有給休暇平均取得日数</p> <p style="text-align: right;"><u>8.7</u>日／年</p>

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

<p>(1) 来庁者に対する環境整備</p> <p>(2) 子どもの職場学習機会の積極的な提供</p> <p>(3) 子どもと触れ合う機会の充実</p>	
--	--

4 数字で見る登米市の男女共同参画推進状況

(1) 政策・方針決定過程への女性の登用状況

(平成27年4月1日現在)

No	項目	登米市 ※()内は平成26年度の数值	宮城県平均	最多市町村	
1	女性議員の割合	7.7%(7.7%)	9.5%	31.3% (亘理町)	
2	市役所の女性職員の割合	管理職	22.9%(23.8%)	16.4%	38.4% (涌谷町)
		うち一般行政職 ※1	1.1%(1.2%)	10.2%	34.5% (松島町)
		管理職以外の職員	49.1%(49.8%)	44.6%	61.8% (涌谷町)
		総計	45.4%(46.3%)	41.4%	57.0% (大崎市)
3	市立小中学校PTA会長への女性の就任状況	小学校	9.1%(13.6%)	20.4%	57.1% (富谷町)
		中学校	10.0%(10.0%)	25.5%	80.0% (富谷町)
4	公民館長への女性の就任状況	0%(0%)	5.7%	100% (亘理町)	
5	自治会長への女性の就任状況	0.7%(0.7%)	4.5%	10.4% (仙台市)	
6	女性委員がいる各種審議会等の数 [女性のいる機関数 21 / 機関総数 26]	80.8%(85.3%)	78.1%	96.8% (仙台市)	
7	各種審議会等委員への女性の登用状況 [女性委員数 115 人 / 委員総数 436 人]	26.4%(29.2%)	25.4%	42.1% (富谷町)	

※「宮城県平均」、「最多市町村」の数值は「平成26年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告書」による数值

※1. 一般行政職の範囲は、次の職種のいずれにも該当しない職員

税務職、海事職(一)(二)、研究職、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、任期付研究員、特定任期付職員、大学(短大)教育職、高等(特殊・専修・各種)学校教育職、小・中学校(幼稚園)教育職、高等専門学校教育職、その他の教育職、警察職、臨時職員、特定地方独立行政法人職員、特定地方独立行政法人臨時職員

(2) 審議会等委員への女性委員の登用状況 (平成27年4月1日現在)

・法律による委員会(行政委員会)・・・地方自治法180条の5

No	審議会等名称	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
1	教育委員会	4 (5)	1 (1)	25.0% (20.0%)
2	選挙管理委員会	4 (4)	1 (1)	25.0% (25.0%)
3	人事委員会	—	—	—
4	監査委員	3 (3)	0 (0)	0% (0%)
5	農業委員会	48 (47)	4 (5)	8.3% (10.6%)
6	固定資産評価審査委員会	3 (3)	0 (0)	0.0% (0%)
合計		62 (62)	6 (7)	9.7% (11.3%)

※下段の()内は平成26年度の数値

※基準日現在において委嘱されていない場合は「—」と記載

・法律・条令による審議会等（付属機関）・・・地方自治法 202 条の 3（平成 27 年 4 月 1 日現在）

※（）内は平成 26 年度の数値

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	登米市情報公開・個人情報保護審査会	5（5）	1（1）	20.0%（20.0%）
2	登米市防災会議	33（33）	0（0）	0%（0%）
3	登米市総合計画審議会	20（20）	5（6）	25.0%（30.0%）
4	登米市男女共同参画審議会	10（10）	6（6）	60.0%（60.0%）
5	登米市環境審議会	15（-）	5（-）	33.3%（-%）
6	登米市国民健康保険運営協議会	9（9）	4（4）	44.4%（44.4%）
7	登米市予防接種健康被害調査委員会	5（5）	0（0）	0%（0%）
8	登米市食育推進会議	15（15）	9（8）	60.0%（53.3%）
9	登米市介護認定審査会	113（128）	45（50）	39.8%（39.1%）
10	登米市介護保険運営委員会	9（9）	3（3）	33.3%（33.3%）
11	登米市子ども・子育て会議	20（20）	10（11）	50.0%（55.0%）
12	登米市児童厚生施設運営委員会	10（10）	5（5）	50.0%（50.0%）
13	登米町街なみ景観整備審査会	10（10）	2（2）	20.0%（20.0%）
14	登米市都市計画審議会	13（13）	1（1）	7.7%（7.7%）
15	登米市景観形成会議	9（8）	2（2）	22.2%（25.0%）
16	登米市学校給食センター運営審議会	12（12）	6（8）	50.0%（66.7%）
17	登米市いじめ問題対策連絡協議会	13（-）	1（-）	7.7%（-%）
18	登米市いじめ防止対策調査委員会	9（-）	2（-）	22.2%（-%）
19	登米市青少年問題協議会	20（20）	1（1）	5.0%（5.0%）
20	登米市文化財保護委員会	10（10）	0（0）	0%（0%）
21	登米市民生委員推薦会	14（14）	1（1）	7.1%（7.1%）
合計		374（351）	109（109）	29.1%（31.0%）

※基準日現在において委嘱されていない場合は「-」と記載

・要綱等により設置している審議会等

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	登米市市政モニター	20 (20)	10 (10)	50.0% (50.0%)
2	登米市新庁舎建設市民会議	15 (-)	5 (-)	33.3% (-%)
3	登米市第三セクター調査検討委員会	10 (-)	0 (-)	0.0% (-%)
4	登米市行財政改革推進委員会	7 (7)	7 (3)	42.9% (42.9%)
5	登米市公の施設指定管理者選定委員会	12 (-)	1 (-)	8.3% (-%)
6	登米市行政評価委員会	5 (5)	2 (2)	40.0% (40.0%)
7	登米市健康なまちづくり推進協議会	18 (19)	5 (5)	27.8% (26.3%)
8	登米市自殺予防対策連絡協議会	21 (21)	2 (2)	9.5% (9.5%)
9	登米市地域包括支援センター運営協議会	9 (9)	3 (3)	33.3% (33.3%)
10	登米市地域密着型サービス運営委員会	9 (9)	3 (3)	33.3% (33.3%)
11	登米市老人ホーム入所判定委員会	5 (5)	2 (3)	40.0% (60.0%)
12	登米市高齢者及び障害者虐待対策連絡協議会	16 (12)	5 (2)	31.3% (16.7%)
13	登米市福祉有償運送運営協議会	8 (8)	2 (2)	25.0% (25.0%)
14	登米市高齢者福祉計画策定委員会	9 (9)	3 (3)	33.3% (33.3%)
15	登米市保育所等入所判定会議	12 (12)	5 (5)	41.7% (41.7%)
16	登米市要保護児童対策地域協議会	17 (17)	1 (1)	5.9% (5.9%)
17	登米市農業経営改善計画認定審査会	17 (9)	0 (0)	0% (0%)
18	登米市地産地消推進協議会	18 (18)	6 (6)	33.3% (33.3%)
19	登米市地産地消推進本部	7 (7)	0 (0)	0% (0%)
20	登米市農作物有害鳥獣対策協議会	13 (14)	0 (0)	0% (0%)
21	登米市農作物有害鳥獣駆除隊連絡協議会	11 (12)	0 (0)	0% (0%)
22	登米市農作物異常気象対策連絡会議	26 (6)	0 (0)	0% (0%)
23	登米市園芸振興協議会	20 (11)	0 (0)	0% (0%)
24	登米市肉用牛貸付事業運営委員会	12 (12)	0 (0)	0% (0%)
25	仮屋排水機場・荒川・長沼ダム対策委員会	13 (14)	0 (0)	0% (0%)
26	登米市育英資金奨学生選考委員会	12 (12)	2 (2)	16.7% (16.7%)

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
27	上杉奨学金奨学生選考委員会	12 (12)	2 (2)	16.7% (16.7%)
28	登米市教育研究所運営委員会	13 (13)	4 (3)	30.8% (23.1%)
合計		367 (293)	66 (57)	18.0% (19.5%)

※基準日現在において委嘱されていない場合は「―」と記載

平成 26 年度登米市男女共同参画審議会の開催状況

「登米市男女共同参画審議会」委員名簿

委嘱：平成 26 年 2 月 10 日～平成 28 年 2 月 9 日

《第 1 回審議会》

開催日：平成 26 年 10 月 16 日（木）

開催場所：登米市役所迫庁舎第 4 委員会室

【内容】

- (1) 平成 25 年度 男女共同参画の施策に関する
推進状況報告書について
- (2) 登米市男女共同参画に関する市民アンケート
結果報告書について

《第 2 回審議会》

開催日：平成 27 年 3 月 23 日（月）

開催場所：登米市役所迫庁舎第 3 委員会室

【内容】

第 3 次登米市男女共同参画基本計画について（諮問）

	氏 名	条例第 23 条における 委員区分	備 考
1	宮城学院女子大学 学芸学部 生活文化デザイン学科 教授 浅野 富美枝	男女共同参画に関 し識見を有する人	登米市男女共同参画条例 策定委員会委員長
2	伊藤 直喜	男女共同参画に関 し識見を有する人	第 2 次登米市男女共同参画 基本計画策定委員 副委員長
3	須藤 明美	男女共同参画に関 し識見を有する人	第 2 次登米市男女共同参画 基本計画策定委員 委員長
4	尾形 重雄	男女共同参画に関 し識見を有する人	登米市男女共同参画条例 策定委員
5	及川 さよ子	関係団体の推薦を 受けた人	登米市農業委員会
6	永島 洋子	関係団体の推薦を 受けた人	登米市教育委員会
7	石井 あけみ	関係団体の推薦を 受けた人	登米市民生委員児童委員 協議会
8	林 忠市	関係団体の推薦を 受けた人	登米市人権擁護委員協議会
9	蓬田 恵美子	公募により選任を 受けた人	
10	日下 修	公募により選任を 受けた人	

※条例第 23 条第 2 項第 1 号～第 3 号順及び五十音順（敬称略）

※男女の構成（男性 4 名、女性 6 名）

だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例

平成23年3月11日

条例第9号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第18条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第19条—第21条)

第4章 男女共同参画審議会(第22条—第25条)

第5章 雑則(第26条)

附則

私たちは、豊かな水辺空間と肥よくな耕土が広がる登米市で、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなどを改めていかなければなりません。また、あらゆる暴力を禁止する取組の必要性など、人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

さらに、私たちを取りまく社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激で多様な変化が続いており、これらの変化に対応し、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、市及び市民、事業者、教育関係者又は市民団体の協

働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、登米市(以下「市」といいます。)、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め計画的に推進することにより、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。
- (3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。
 - ア 市内に居住する人
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ウ 市内の学校に在学する人
 - エ 市内に滞在する人
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。
- (6) 市民団体 さまざまな分野において、より多くの人が豊かに生活できる

ことを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体又は自治会等をいいます。

- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。
- (10) 協働 共通の目標を達成するために、互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、国籍にかかわらず個人として尊重されることです。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないよう配慮されることです。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。
- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる

る教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。

- (6) 暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。)の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持たなければならないことです。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がいを有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の一つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、実施しなければなりません。

- 2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体(以下「市民等」といいます。)との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、市又は事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動の実施に当たっては、市、事業者、教育関係者及び市民団体との協働により行うよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めます。

2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。

3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は他の事業者及び市民が実施する事業活動に協力するよう努めます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき、基本的な計画(以下「計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、計画の策定及び変更に当たっては、第22条に規定する登米市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(推進体制の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な環境整備に努めます。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進の人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(事業者が行う活動への支援)

第12条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(教育の分野における措置)

第13条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識づくり、個性及び能力の育成、男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置)

第14条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野において、男女が、個人

として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるための必要な措置を講じるよう努めます。

(仕事及び生活の両立支援)

第15条 市は、家族を構成する男女が、共に仕事、子育て、介護等で家族的責任を果たすことができ、その他の家庭生活、地域等における活動の両立を可能とするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うよう努めます。

(政策の立案及び決定への共同参画)

第16条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう、市民等と協力し、必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、各種委員会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、男女の均等な登用に努めます。

3 市は、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保します。

(実施状況等の公表)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表します。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第18条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができます。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応しなければなりません。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、登米市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止等)

第19条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(性別による権利侵害に関する相談体制の整備等)

第20条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うため必要な相談体制を整備します。

2 市は、前条に関する相談に関して、関係機関と連携し、適切かつ迅速に必要な支援を行います。

(公衆に表示する情報への配慮)

第21条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはなりません。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、登米市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

(1) 第9条第2項に規定する事項

(2) 第18条第2項に規定する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べるすることができます。

(組織)

第23条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する人

(2) 関係団体の推薦を受けた人

(3) 公募により選任を受けた人

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年登米市条例第48号)の一部を次のように改正します。

[次のよう]略

登米市企画部市民活動支援課

〒987-0511

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話：0220-22-2173

F A X：0220-22-9164

E-mail：shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

平成27年8月